

富里市中小企業等感染症対策協力金を交付します

1 事業者につき 1 万円～4 万円

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・個人事業主の皆様が実施する感染症防止対策に対して、市独自の協力金を交付します。事業活動の感染症防止対策、経営維持・継続にご活用ください。

交付対象者

中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業及び個人事業主で、かつ、対象業種に該当し、交付の申請をした時点において次のいずれかに該当する事業者であること。

- ①市内に本店、支店又は事業所がある法人
- ②市の住民基本台帳に記録されている個人事業主
- ③市外に居住する者であって、市内に事業所を有する個人事業主

ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「酒類提供の制限」「営業時間の短縮要請」のあった飲食店等及び千葉県飲食店感染防止対策認証事業による認証店（申請中も含む）を除く。

■交付金額

- 交付対象者① 1事業者につき4万円
- 交付対象者② 1事業者につき2万円
- 交付対象者③ 1事業者につき1万円



市公式
ホームページ

■申請期間 令和4年2月28日（月）まで

■申請方法 交付要件、申請方法については、市公式ホームページをご覧ください。

☎・提出先 商工観光課 ☎（93）4942
〒286-0292（住所不要）

※感染症拡大防止のため、原則、郵送にて提出してください。

富里市中小企業資金融資制度のお知らせ

☎ 商工観光課 ☎（93）4942

中小企業者が経営上必要とする事業資金の調達を円滑にし、中小企業の振興を図るために設けられた制度です。融資期間中に支払った利息に対し、**貸付利率の年2.0%の利子補給**を実施していますので、ぜひご活用ください。

融資条件・取り扱い金融機関などの詳細については、お問い合わせください。

年 **2.0%** の利子補給を実施



市公式
ホームページ

消費生活
相談コラム

199

はい、こちら 消費生活センターです！

怪しい副業・アルバイトのトラブル

「簡単に稼げて高収入！？うまい話には裏がある！」

【事例】

- ①インターネットで「チャットで相談にのるだけ」とのアルバイトを見つけて副業サイトに登録した。相手の男性に相談の報酬以外に20万円贈ると言われ、個人情報交換のための手数料として、プリペイドカードなどで次々に高額な金額を払ってしまった。（10歳代 女性）
- ②SNSで知り合った人から、「オンラインサロン」に入会し、毎月2万円支払えば資産形成の勉強会ができ、毎月の支払い分は在宅で稼げると勧誘され、入会した。しかし全く儲からないため解約を申し出たが、1年契約なので途中解約できないと言われた。（学生 男性）

アドバイス

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。
- 「オンラインサロン」をお金儲けのノウハウを伝えるツールまたはサロン自体を儲ける手段として利用している手口が見られます。オンラインサロンは、会員以外はアクセスできず、事前に中身を確認できません。
- 令和4年4月から「18歳で成人」となります。未成年者は原則として、契約をするにあたって親権者などの同意を得る必要があり、同意を得ず成された契約は取り消すことができますが、成人すると一人で契約できる反面、原則として一方的にやめることはできません。契約をする前に家族など周りの人に相談するようにしましょう。
- 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

■日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：30～12：00／13：00～16：00

■場 所 市役所分庁舎2階

■その他 地域や団体などの希望に応じて、消費生活相談員を無料で派遣し、トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。



☎ 消費生活センター ☎（93）5348